

別記様式第1号（第5条関係）

上三川町地方就職支援金交付申請書

年 月 日

上三川町長 宛て

上三川町地方就職支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けたいため、上三川町地方就職支援金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。また、この申請の審査又は返還命令の審査に当たり、上三川町が保有する私の住民基本台帳情報、税務情報を確認することに同意し、上三川町地方就職支援金交付要綱及び裏面の誓約事項を順守する旨を申し添えます。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏 名			年 月 日
住 所	〒		
居 住 地 (住所と異なる場合)	〒		
電話番号		メールアドレス	
在学又は 卒業大学等			

2 申請額

金 額	就職活動に係る経費「交通費」 円	移住に係る経費「移住費」 円
-----	---------------------	-------------------

3 就職活動訪問先

訪 問 先	名称	
	所在地	
面接・試験日	年 月 日	
就業（内定）日	年 月 日	

4 交通費に係る移動経路（往復） ※タクシーは含めません。

日 付	交通機関の名称	出発地	到着地	費 用
		(バス停名・駅名など)		

5 移住費に係る費用（ 業者依頼 ・ 自前 ）

日 付	支払先、費目（業者名、ガソリン代等）	出発地	到着地	費 用
		市町村名、IC 名等		

上三川町地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 上三川町地方就職支援金に関する報告又は書類の提出について、上三川町から求められた場合、それに応じます。
- 2 申請に関する個人情報について、栃木県及び上三川町が、本事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することを認めます。
- 3 以下の場合、上三川町地方就職支援金交付要綱に基づき、支援金の全額を返還します。
 - （１）支援金の申請に当たって虚偽の内容を申請したことや、居住又は就業の実態が無いことが判明した場合
 - （２）支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合（在学中に交通費を申請する場合に限る。）
 - （３）支援金の申請日から１年以内に本町へ転入しなかった場合（在学中に交通費を申請する場合に限る。）
 - （４）就業開始日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から３月以内に県内の別の就業先に就業する場合を除く。）
 - （５）支援金の申請日、転入日又は支援金の要件を満たす就業先への就業開始日のいずれか遅い日から１年未満で本町から転出した場合

※添付書類

- （１）移住元の住民票又は賃貸契約書の写し（東京圏に居住していることが分かるもの）
- （２）卒業、修了証明書又は在学証明書（卒業、修了又は卒業学年である確認ができるもの）
- （３）就業先の就業（内定）証明書（別記様式第２号）
- （４）交通費の領収書等の写し（交通費として要した金額が分かるもの）
- （５）移住費の領収書等の写し（移住費として要した金額が分かるもの）
- （６）顔写真付きの本人確認ができる書類（学生証等）の写し
- （７）その他町長が必要と認める書類